

4月1日から消費税が変わります

問 大館税務署 ☎ 42 1836

課税事業者の皆さんへ

平成16年4月1日以後に開始する課税期間（個人課税事業者は平成17年分）から、事業者免税点の上限が、1,000万円（現行3,000万円）に引き下げられます。簡易課税制度の適用上限が、5,000万円（現行2億円）に引き下げられます。

課税事業者と

消費者の皆さんへ

平成16年4月1日から、総額表示が課税事業者に義務付けられます。課税事業者が、取引の相手方である消費者に対して商品などの販売を行うときに、あらかじめその取引価格を表示する場合には、本体価格に消費税額含む地

方消費税額）を含めた価格を表示することが義務付けられます。商品本体による表示（商品に付けられた値札など）、店頭における表示、ちらし広告、新聞・テレビによる広告など、消費者に対して行われる価格表示であれば、それがどのような表示媒体により行われるものであるかを問わず、総額表示義務の対象となります。

総額表示の例

本体価格が10,000円、消費税額（含む地方消費税額）が500円であった場合。



消費税額を含む支払総額が表示されていれば、併せて「消費税額」や「税抜き価格」を表示してもかまいません。

また、価格が表示される場面としては、商品などの選択時（値札など）と、代金の決済時（レシートなど）がありますが、総額表示義務の対象となるのは、商品などの選択時の価格表示です。

粗大ごみ証紙売りさばき人 説明会を開催

市では4月から、各家庭から出される粗大ごみの収集を有料化します。

粗大ごみを排出されるときには、粗大ごみ証紙を張っていただくことになります。その証紙は市役所、出張所で販売するほか、市民の皆さんの利便性を考えスーパーや小売店での販売も予定しています。

そこで、証紙を販売していただける登録店（売りさばき人）を募集するための説明会を開催します。

とき 2月9日(月)
13時30分から

ところ 中央公民館2階 視聴覚ホール

登録店には、10%の取り扱い手数料を交付します。
☎ 生活環境課（内線206、247）

—住宅を新築されるかたへ— 乾燥秋田杉 柱材プレゼント

県では、地産地消推進事業として、県内に住宅を新築されるかたに乾燥秋田杉柱材をプレゼントします。

提供材・12cm角、長さ3m、含水率20%以下の乾燥秋田杉柱材（1戸当たり90本まで）

募集戸数・100戸
募集期間・3月1日～19日

申込書

北秋田地域振興局森づくり推進課林業振興班（鷹巣町鷹巣字東中岱）か市役所農林課に備え付けていますが、あきた県産材利用センターのホームページからも入手できます（<http://www.kensanzai.com>）

☎ 北秋田地域振興局森づくり推進課林業振興班
☎ 0186 62 1445
市農林課（内線208、291）